


所管部課	社会教育部中央公民館	部長	小俣 学			
件名	東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立公民館条例				
	部課機関	市民生活課				
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市公共施設案内・予約システムによる自動抽選を、平成28年4月利用分から開始することに伴い、公民館施設の利用申込方法を変更するため、規則の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>自動抽選の導入により、定例活動の申し込みのための調整会議を廃止し、第8条に「使用の予約の特例」を加える。これにより、抽選の申し込み開始を、利用する日の2月前の初日から14日までとし、抽選日を15日とする。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成28年2月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>施設の予約がインターネットで可能となることから、従来の調整会議に出席できない方にも、利用の機会が広がり、平等となる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 平成27年10月1日 インターネット予約を開始。 平成27年12月25日 教育委員会定例会で承認。</p> <p>(2) 文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>公民館の利用グループは、高齢者の団体が多く、インターネット利用に負担を感じている方も多いため、わかりやすいマニュアルを配布し、窓口などで丁寧に対応したい。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに改正事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。